

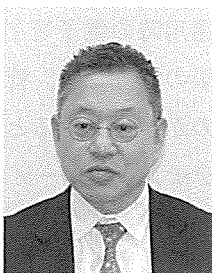
尾張北支部

法令講習会

- ・日 時：2月12日（水）午後2時
- ・場 所：国際デザインセンター6階
セミナールーム2（名古屋市中区）
- ・参加者：45名

法令講習会は「産業廃棄物と一般廃棄物の区分について」をテーマに、愛知県尾張県民事務所廃棄物対策課指導・監視グループ 主査 桐井秀敏氏、主査 松山純也氏、主任 加藤友崇氏、主事 堀 拓也氏を講師としてお招きしました。

開会の挨拶の中で支部長の金田英治氏は、「我々現場サイドがどういったことに直面しているのかということ、行政の方に知っていただく、という点において大変有意義な講習会であると思います。」と述べました。



開会挨拶をする
金田支部長

1. 廃棄物処理法の概要

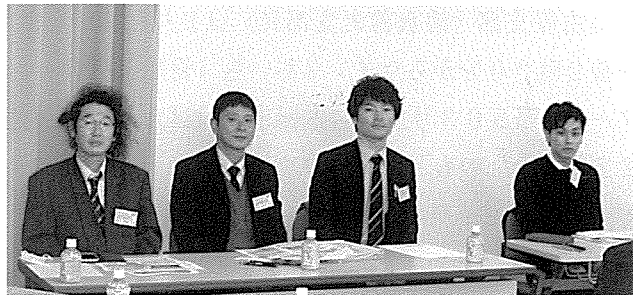
廃棄物処理法は各種リサイクル法など関連する法律がある中で一番根幹となる法律であり、仕組みとして、廃掃法第4条第2項により都道府県側から市町村側に技術的援助を行う場合もあり、国からの通知のとおり、市町村が作成する一般廃棄物処理計画に際して必要な助言を与えるとなっている。あくまでも都道府県と市町村は対等な関係である。

2. 一般廃棄物について

一般廃棄物の処理は、市町村が「統括的な責任」を有し、《(事業系)一般廃棄物、(事業系)特別管理一般廃棄物》についても同様に処理責任があります。一方で、第3条第1項（事業者の責務）、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと廃掃法の総則に定められており、事業者にも法律に基づく適正な処理が義務付けられています。

3. 残置物の適正処理について

残置物とは、建築物の解体・リフォーム工事等の際に残された不要家具・家電等を指しますが、よく



左から 尾張県民事務所廃棄物対策課指導・監視グループ 桐井主査、松山主査、加藤主任、堀主事

ある問い合わせで、どこまでが残置物であるかについては、建物をひっくり返して落ちてくるような物は残置物という理解が、参考として分かりやすいとのことでした。

4. 実地確認の徹底

実地確認を行う時期は、①委託契約前（3か月以内が望ましい）の実地確認他 ②委託契約後（処理委託中、1年に1回以上）の実地確認、中間処理後の廃棄物を処理委託を行う場合は③中間処理業者も対象（2次マニフェスト）が該当。

質疑応答では、「建設事務所から出た紙くず、支店から出た紙くずの判断について」、一般廃棄物という取り扱いになるとの回答。

「市販されているペットボトルの判断について」、ペットボトルは事業系の物は産業廃棄物の「廃プラスチック類」、家庭から出た物は一般廃棄物という判断だが、地元の市町村の対応に従い、その他は原則に従うとの回答。

「現場では実際に市町村で処理できない物などもあり、各社それぞれ苦慮しているのが現状です。こういった状況について」では、処理できない物については清掃工場やクリーンセンターだけではなく市町村または愛知県へ相談してくださいとの回答。

質疑応答後、閉会となりました。

今回の法令講習会は業務に直結するテーマということから反響があり、多数の支部会員が聴講されました。行政担当者の方々と顔の見える関係づくりにおいて、一歩進んだ話し合いができ有意義な講習会となりました。